

第92号議案

令和3年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度宍粟市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理業務委託	令和4年度から 令和6年度まで	460,885

令和3年11月26日提出

宍粟市長 福元晶三